

第 4 回教育委員会定例会議事要録

詳細 教育総務部教育総務課 電話 03 - 3981 - 1141

附属機関又は会議体の名称		教育委員会定例会
事務局（担当課）		教育総務部教育総務課
開催日時		平成 22 年 4 月 13 日 午後 2 時 00 分
開催場所		教育委員会室
出席者	委員	加藤 正克（委員長）、清田 明（委員長職務代理者）、三神 和子、廣田 悦造、三田 一則（教育長）
	その他	教育総務部長、教育総務課長、教育指導課長、学校運営課長、学校施設課長、統括指導主事 2 名
	事務局	教育総務課庶務係長、教育総務課庶務係主任主事
公開の可否		公開 傍聴人数 1 人
非公開・一部公開の場合は、その理由		報告事項第16号は、個人情報に係わる案件のため非公開とする
会議次第		<p>1. 報告事項 豊島区教育委員会事務局処務規則の一部改正について</p> <p>2. 報告事項 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇に関する条例施行規則の一部改正について</p> <p>3. 報告事項 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正について</p> <p>4. 報告事項 臨時職員の任免</p> <p>5. 報告事項 非常勤・臨時職員の任免</p> <p>6. 報告事項 臨時職員の任免</p> <p>7. 報告事項 平成 22 年 4 月 1 日現在 児童・生徒数及び学級数（同意協議） 平成 22 年 4 月 7 日現在 児童・生徒数及び学級数（変更同意）</p> <p>8. 報告事項 隣接校選択制の検証と今後の方向性（案）のパブリックコメントについて</p> <p>9. 報告事項 平成 22 年度区立幼稚園・小中学校行事一覧</p> <p>10. 報告事項 主幹教諭の配置について</p> <p>11. 報告事項 必置主任の報告について</p> <p>12. 報告事項 豊島区立学校教育課程編成資料〈基礎編〉について</p> <p>13. 報告事項 平成 21 年度豊島区立小・中学校 ICT 活用実践事例集 について</p> <p>14. 報告事項 学校職員服務取扱規程の一部改正について</p> <p>15. 報告事項 学校職員出勤簿整理規程の一部改正について</p> <p>16. 報告事項 豊島区立学校教員の処分について</p>

審議経過

委員長)

第4回教育委員会定例会を始めます。本日の署名は三神委員と廣田委員にお願いいたします。傍聴希望の方が1名いらっしゃいますが、報告事項第4、5、6号は人事案件のため、報告事項第16号は個人情報に係わる案件のため非公開といたします。よろしいでしょうか。

(委員全員了承)

(1) 報告事項第4号 臨時職員の任免

<教育総務課長 資料説明>

委員長)

ご質問はありますでしょうか。

委員)

資格について、記載のない方がいらっしゃいますが、それは問題ないのでしょうか。

教育総務課長)

児童指導ということですので、採用にあたっては、子どもと仲良くやれるかどうかといった観点から判断をいたしました。

委員)

勤務時間はどうなっているのでしょうか。

教育総務課長)

子どもが学校から帰ったあとの時間帯や土・日曜日になります。

委員)

資格について募集要項にうたっていないのでしょうか。

教育総務課長)

うたっておりません。

教育長)

児童指導は、放課後の生活指導であり、学園内での生活・教科指導は教員が行います。

委員長)

夜間勤務はあるのでしょうか。

教育総務課長)

臨時職員のため、夜間勤務はありません。

委員長)

夜間勤務は誰がするのでしょうか。

教育総務課長)

正規職員や非常勤職員が対応いたします。

委員)

児童指導となると誰でもいいわけではありません。学生なら何を学んでいるのか、資格は何をもっているのか、はっきりしておかなければいけないと思います。そういったこともぜひ報告していただきたいと思います。

教育総務課長)

次回以降はそういった内容が分かる資料をつけるようにしたいと思います。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(2) 報告事項第5号 非常勤・臨時職員の任免

< 学校運営課長 資料説明 >

委員長)

ご意見、ご質問はありますか。

委員)

幼稚園臨時指導員は、定期的に各園2名ずつ配置されているのでしょうか。

学校運営課長)

基本的には、日常的な介助を必要とする園児がいる場合です。現在の幼稚園の状況としては、多動や自閉傾向の園児が在籍しておりますので、2名の臨時職員を配置します。さらに困難をきたす場合には、それに加えて特例に配置するという事です。

委員)

予算要望の中に、各園に非常勤職員を1名配置というのがありますが、臨時職員の配置はこれとは関係ないのでしょうか。予算的に非常勤職員の配置は難しいので、臨時職員を配置したということでしょうか。

学校運営課長)

幼稚園の状況としては、園児は減っていますが、介助を必要としている園児は増えてきています。そうしたことから、各園としては非常勤職員や臨時職員を希望し、それが予算要望にあらわれているのだと思います。ただ、今回の臨時職員は例年の配置であり、各園の事情をよく聞き取りながら、適切かつ有効に配置していこうと考えております。

教育長)

幼稚園臨時指導員は、特別支援などの実態を踏まえた配置です。それぞれのケースで必要数を定めて配置をしています。幼稚園は正規職員が3名ですので、担任以外にも園長が教室に入り、園長は事務をとりながら指導補助も行っています。教育ビジョンにおいても、幼稚園教育の充実を打ち出していますが、園児数が減っているにも係わらず、職員を増やさなければならないのはどういう問題や課題があるのか、指導法や園の施設は今のままでいいのかということを考えていく必要があります。豊島区の子どもたちの成長をどう考えるかということで、1年生プロブレムも視野に入れながら、解決の方向性を見出しながら積極的に進めていきたいと思っています。

委員)

現在、特別に介助を必要とする園児はいるのでしょうか。

学校運営課長)

幼稚園臨時指導員の配置基準は、園長の申立てであり、それをもとに配置いたしました。新入園児は毎日の生活をするにつれて、介助の必要度は軽減される園児もいると思います。9月1日付けで介助を必要とする園児の人数を調査いたしますが、その時には数は落ち着いてくると思います。

委員)

介助の必要度が高いのならば、臨時指導員が常時必要だと思います。さらに介助の必要性が高

くなれば、もう1名つけることになるのでしょうか。

学校運営課長)

状況がひっ迫してくれば、追加の配置もありえます。ただ、園児数が多いわけではありませんので、園の教員を中心にして対応は可能であると思っております。

教育長)

私立幼稚園には配慮を必要とする園児について積極的に受け入れる姿勢がなく、公立幼稚園がその受け皿となります。今後、幼稚園教育が特別支援教育を担わないということは、ありえない状態になっています。そうした意識や体制、財政的な措置が区全体としては確保できていない状態です。これからの幼稚園教育の課題について検討しながら、私立幼稚園に積極的に投げかけていかなければなりません。こうした問題意識をもっていくことが必要だと思えます。

委員長)

私立幼稚園の場合、特別支援を要する子どもがいる場合は補助金が出ると思えます。これからの幼児教育や小学校との連携などを検討する委員会を作る必要があると思えます。現在は、こういった委員会はあるのでしょうか。

教育総務課長)

平成22年度につきましては、教育総務課で教育課題検討推進委員会を設け、その部会の1つである幼児教育部会において、区立幼稚園のあり方を集中的に検討いたします。それを平成23年度予算に反映させる予定です。

委員)

早急に区立幼稚園のあり方を検討していただきたいと思えます。

教育総務課長)

区立幼稚園の園長会においても、預かり保育や保育時間の拡大など積極的な提案もなされています。園長先生にも部会に入っていただき、来年度予算に反映できるよう、この4月から新しい形での検討をスタートしていきたいと思えます。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(3) 報告事項第6号 臨時職員の任免

< 統括指導主事 資料説明 >

委員長)

何かご質問はありますか。

委員)

教員免許取得済みの方を見つけるのは難しいのでしょうか。

統括指導主事)

4月1日に急遽、退任者が出ました。学校からは、4月6日の初日から教育支援員をつけてほしいという要望があり、この方のみしか見つからなかったということでございます。

教育長)

募集や採用の仕方に工夫が必要だと思えます。面接や試験で採用をするだけでなく、登録者を募り、必要時にはすぐ対応できるようにしておくといいと思えます。免許を取得しておらず、教

育実習をしていない人が困難を抱えている学級に行って、良い方向に向かわせるというのは難しいことです。経験者の方や、校長から推薦をいただいた方など、即戦力として力を貸してくれる方を探すべきです。経験者であれば、年齢は不問でもいいと思います。知恵と経験が物を言う世界ですので、退職者を有効に使うという視点に立つべきだと思います。

委員)

いままでどういう経験をして、どうして教職を目指しているのかということは大事だと思いますので、そういったことも説明していただければと思います。

委員)

いじめ対策補助員とはどういった人なのでしょうか。

統括指導主事)

チームアウルのことです。

委員)

チームアウルも大切ですが、これは限られた時間にその場の対応だと思います。例えば、副校長先生がうまく時間をとり、学校内で困っている先生の相談や対応をとる体制にもっていくことはできないのでしょうか。チームアウルばかり活躍しても、学校現場を長い目で見た場合、先生自らこういった問題を解決していくという力をつけないまま終わってしまう可能性があります。非常に大切な組織ですが、いつまでもこれに頼っているのではなく、それぞれの学校で対応できるような体制を整えていったほうがいいと思います。

統括指導主事)

ご指摘のとおり、チームアウルだけの活躍で解決をするのではなく、校内体制をきちんと構築させ、チームアウルがいなくなった後も引き続き支援ができるような仕組み作りに取り組んでおります。

教育長)

問題が起きた場合、教員の指導力向上と学校の支援体制を作り替えていく良いチャンスと捉えていくべきです。チームアウルが涙ぐましい努力をして、あとの支援体制をしっかりと作って退却をするという点で、校長、教育指導課、チームアウルの思いが必ずしも一致せず、結果としてうまくいかなかったケースもあります。また、チームアウルの人数を増やしたけれどもうまく機能しなかったケースもあります。防火的な対応ばかりで、予防的な対応を怠っていないでしょうか。そういう意味で一貫した教員の指導力を向上させないと、全て外注頼みになってしまいます。豊島の教育の質を上げるためにも、特別支援に対して見通しや対応ができるノウハウを持った学校・教員体制を作っていくことが急務だと思います。

委員)

チームアウルは年に何回くらい出勤しているのでしょうか。また、効果が得られなかったことはあるのでしょうか。

統括指導主事)

昨年度はのべ4校、のべ250日程度です。効果が得られなかった学校についてですが、出勤を要請した学校は安全管理のみをしてほしいとの要請でしたが、それが十分に解決につながらなかったという事例がありました。特別に支援を要する子どもは行動抑制がきかないため、周りの子どもに手を出してしまったりして、いじめと感じてしまう子どももいます。そういった子ども

に対応するために安全管理をしてほしいという事例です。

委員)

多動傾向などの子どもについては、医療機関と連携した方がいいと思います。そうした結びつきはないのでしょうか。

統括指導主事)

4校中1校が医療機関との連携をしております。教育委員会、学校、医療機関とかかわりをもって進めている事例もございます。

教育長)

教育センター指導員について、中国語指導のできる方を採用してみて1年間でどのような効果があったのでしょうか。

統括指導主事)

通訳派遣として全校をまわりました。日本語指導教室では、中国からの子どもが多いので悩みを聞いたり、その保護者に対して面談を行ったり、丁寧に対応をするといった成果をあげております。併せて、日本語ハンドブック中国語版を作成いたしまして、全校に配布をいたしました。その際に翻訳をしてもらい、移動教室、林間学校などについて載せましたので、豊島区の学校生活についてある程度網羅できるものとなりました。

委員長)

それではこの件についてはよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(4) 報告事項第16号 豊島区立学校教員の処分について

<教育指導課長 資料説明>

委員長)

ご質問はありますでしょうか。

個人情報に係わる案件のため非公開

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(5) 報告事項第1号 豊島区教育委員会事務局処務規則の一部改正について

<教育総務課長 資料説明>

委員長)

ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(6) 報告事項第2号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇に関する条例施行規則の一部改正について

<教育総務課長 資料説明>

委員長)

ご質問はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(7) 報告事項第3号 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正について

<教育総務課長 資料説明>

委員長)

ご質問はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(8) 報告事項第7号 平成22年4月1日現在 児童・生徒数及び学級数(同意協議)、平成22年4月7日現在 児童・生徒数及び学級数(変更同意)

<学校運営課長 資料説明>

委員長)

何かご質問はありますでしょうか。

委員)

40人が1学級のところ、小1問題のため教員加配のため2学級とのことですが、来年度以降、40人が39人になったりするなど、基準が変わることはあるのでしょうか。

学校運営課長)

この制度につきましては今年度は40人ですが、来年度以降は、39人、38人と段階的に3年間試行をしていくとのこと。来年度はもう少し多くの学校が該当するかもしれません。ただ、ぎりぎりまで人数が確定しませんので、現場も東京都教育委員会も混乱をしております。

委員)

4月7日で東京都教育委員会からの人員配置が決まるのでしょうか。それ以降は、人員の変更はできないのでしょうか。

学校運営課長)

4月については、4月7日付で変更可能ですが、最終的には5月1日となります。

教育長)

中央教育審議会では、学級定数基準の見直しを図るという諮問を出しております。今後、文部科学省の設置する公立学校の定数基準を40名から変えていくという議論が始まったばかりです。基準が審議されて文部科学省がその通り法制化をするのか、区教育委員会としてもその財政的な負担や施設の増改築など紆余曲折が十分に予想されます。東京都教育委員会としては、暫時1年ごとに定数を下げていくとのことですが、全国的にも動きがあると思います。

教育指導課長)

今回のことについては、効果検証を行いたいという意向を東京都は示しています。すべての学校ではなく、抽出をして、民間の調査会社を使って、学校の中で主として観察法、全校に対しての調査手法を用いて、実際に政策として効果があるのかどうか見定めていきます。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(9) 報告事項第8号 隣接校選択制の検証と今後の方向性(案)のパブリックコメントについて

< 学校運営課長 資料説明 >

委員長)

何かご質問はありますか。

教育長)

隣接校選択制については今後も実施し、5年後に教育ビジョンと合わせて検証をしていきます。パブリックコメントにおいては、隣接校選択制を導入したために地域がばらばらになってしまったという意見があります。町会サイドから見る地域のつながりが崩れているということは、隣接校選択制を導入する前から始まっていた社会事象でした。教育の場でも人と人との係わりが薄れて、人間関係が希薄になっていることは教育にマイナスの影響を与えるという問題意識はもっております。逆に言うと、この検証を通して、地域も学校も人間とのつながりを生かして、つながりを促成させていくような施策を考えていかなければいけないと思います。

また、隣接校選択制が小規模校をつくる要因となったという分析をしている方もいます。地域のつながりの希薄さや小規模校については、少子高齢化問題が背景にあると思います。小規模校化の何が問題かということを考え、教育ビジョンの中にも示しました。幼・小・中の一貫教育や教育活動の中に人とのつながりを作る言語コミュニケーションを入れたりすることが、こうした問題を解決する糸口になっていると思います。

委員)

隣接校選択制と地域とのつながりを考える際に、学校が違う子どもが同じ地域に住んでいるのならば、その子どもたちが仲良くなるような行事を設けるなど、間を取り持つようなことを考えていただけないのでしょうか。

学校運営課長)

区政連絡会で、この説明をさせていただきましたが、地域によって、意見がたくさん出るなど温度差があります。今までは、地域に出て説明をする機会があまりなかったのかもしれませんが、町会と教育委員会事務局のギャップは確かにあると思います。小規模校化した地域からは、地域も一緒になって学校を盛りたてていきたいという発言もありましたので、これを1つのきっかけとして分かりあっていきたいと思います。

委員)

小規模校については、その良さを学校とともにPRするというのは非常に良いことだと思います。今後、具体的なことを十分検討して行ってほしいと思います。

教育指導課長)

学校の良さをアピールすることは、今後進めていかなければいけないと思います。例えば、学校案内を区内の公共施設に置いたり、ICTの中でも学校案内のウェブ版を充実させたりすることも方策の1つだと思います。学校教育の観点から隣接校選択制を考えたときに、やりたい部活動が盛んでありそれを自分で選択できる、また、人間関係で悩んでいるけれども、それを区で解決する筋道を作っていることなど、方向性は間違っていないと思いますので、引き続き検討していきたいと思います。

委員)

学校選択の理由に、通学距離・安全性が上位にあがっていますが、実態としては、隣接校選択

制を利用して遠くの学校に行っているような気がします。選択理由と実態が合っていないような気がします。

学校運営課長)

学区というのは、その真ん中に学校があるというわけではなく、住所地において指定された学校よりも隣の学区の方が学校が近い、あるいは安全であるということは、間々あります。指定校に行くためには踏み切りを越えなくてはいけないなどの事情がある場合もございますので、小学校の場合には、親から見た安全な学校に行くことが多いようです。

委員)

校風や教育方針は、選択理由としてはあまり上位ではないようですが、学校のPRはどのようになっているのでしょうか。選択理由を見ると、学校自体を選んでいるようには思えませんので、もっと学校をアピールした方がいいと思います。

また中学校は、卒業後の進路が一番の関心事になるとと思いますが、選択理由の5位以内に入っていません。これはなぜなのでしょう。本音を聞き出すのは難しいですが、アンケートの取り方の工夫が必要だと思います。

学校運営課長)

隣接校選択制のメリットの1つとして、特色ある学校が選べるということがあります。ただ、実際には身近な理由によって選んでいるという傾向が確かにあります。学校のPRがもっと必要であるということは、この検証結果のまとめにも出ておりますので、今後は学校の特色をどのようにアピールしていくか、単一な方法ではなく、さまざまな面において必要であると思います。

また進路についてですが、一般的に公開している進路先は、詳細な情報ではございません。保護者がそれによって学校を選択する根拠となるほどの情報は、区としては持ち合わせてございません。

委員)

細かく具体的な情報は出せないのかもしれませんが、自分が将来こういう職業に就きたい、こういう生き方をしたいというビジョンを考えるときには、一番重要な情報であると思います。それを無くして、中学校を選ぶことはできないと思います。

教育指導課長)

進路につきましては、中学校の卒業生の98%くらいが高校に進学しています。それはどこの学校もあまり変わりません。8校ある中学校で、ある中学校が抜群に進学率が高いということはありませぬので、その観点では入学時点で進路先を学校選択理由にすることはあまりありません。ただ別の観点から見ると、中学校は進路の部分では力を入れているので、これについてはもう少しアピールするべきだと思います。学校案内やさまざまな広報の機会にPRをしていきたいと思っております。ある中学校では、ホームページに進路先を公表しているところもあります。全校がこれにならう形で取り組んでいってほしいと思います。

教育長)

具体性を出した方が、教育的な判断の材料になるのであれば、委員がおっしゃられたような対応も必要だと思います。小学校で言うと、安全性の問題もありますが、子どもスキップがあるかということが大きいようです。子どもスキップと連携をして、今後どうしていくかを考えていかないといけないと思います。中学校については、選択理由として、部活動が大きいようです。部

活の指導者の問題や学校としてその補助ができるかどうかということも、支援対策になってくると思います。進路先も重要ですが、同時に地域性もありますので、具体性を出してその学校にダメージを与えないような配慮もときには必要です。

豊島区は私立の学校を含めると169の教育施設があり、10万人の子どもが学んでいますので、選択肢が非常に豊富です。もっと保護者や子どもに進路を含めた選択眼をもっていただき、教育の指針をはっきりさせて学校選択をしていただきたいと思います。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(10) 報告事項第9号 平成22年度区立幼稚園・小中学校行事一覧

<教育指導課長 資料説明>

委員長)

ご質問がありましたらお願いいたします。

委員)

土曜日授業を実施するにあたり、平日の6時間授業をカットするなどやりくりをするということでしょうか。

教育指導課長)

それも含めて、試行の中で検討していきたいと思います。

委員)

昨年度は、インフルエンザが授業時間数に影響し、休業日などに授業を実施していたと思います。基本的な授業時数は、余裕をもって組んでいるとのことですが、新学習指導要領の移行期間はさらに授業数が増えると思います。実際に授業時数は増やしているのでしょうか。

教育指導課長)

教育課程届を出していただいておりますので、時数についても把握をしております。平均すると1割くらいは余裕があります。

委員)

1割くらいの余裕とは、今までの経験や見通しからの判断なのでしょうか。

教育指導課長)

おっしゃる通りです。昨年度のインフルエンザについては全国的に猛威を振るったので、対応を余儀なくされたということがございます。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(11) 報告事項第10号 主幹教諭の配置について

<教育指導課長 資料説明>

委員長)

ご質問等はありませんでしょうか。

委員)

未配置校は資格者がいないということでしょうか。それとも希望者がいないということでしょうか。

うか。

教育指導課長)

両方の側面があると思いますが、人材育成の観点から自校から主幹教諭を輩出したいというのが各学校の願いです。対象となる教員がいなかったため育成が追いつかなかつたり、対象となる教員がいても、本人の事情等により選考を受けなかつたりすることもございますので、管理職の育成も含めて課題であると思います。

委員)

学校運営や組織を考えると非常に重要なことだと思えます。早急の対応をしていただきたいと思えます。

教育長)

ミドルリーダーの重要性が認知され、なべぶた型であった学校組織が、ここ数年で末広りのヒエラルキーができてきました。主幹教諭がたくさん配置されても、経営がうまくいく学校とうまくいかない学校があります。主幹教諭が一人しか配置できず、組織的には厳しいけれども、経営がうまくいっている学校もあります。校長がリーダーシップを発揮し、職や仕事の魅力、学校経営に参画する魅力、地域と子どもと何か新しいものを創っていく魅力を発信していくことが大切です。

委員長)

未配置校には、人事異動で配置をするという配慮はされているのでしょうか。

教育指導課長)

そうしたことも考慮に入れながら、人事配置をしています。年数の関係などで未配置校も出てきてしまいますが、今後は人事異動等でより良い方向になるよう、検討していきたいと思えます。

委員長)

よろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(12) 報告事項第11号 必置主任の報告について

<教育指導課長 資料説明>

委員長)

空欄のところがありますが、これはどういうことなのでしょうか。

教育指導課長)

クラス編成等に変化がある場合もありまして、空欄につきましては今後埋まっていきます。

委員長)

よろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(13) 報告事項第12号 豊島区立学校教育課程編成資料<基礎編>について

<統括指導主事 資料説明>

委員長)

中身について、何か特徴的なことはありますか

統括指導主事)

道徳や特別活動など先行実施されているものにつきましては、具体的な指導案等が掲載されて

おります。それ以外の教科等については、概略を掲載いたしました。教科によって特徴を生かして編成いたしました。

委員)

教科書採択とは関連はあるのでしょうか。

統括指導主事)

こちらは、新学習指導要領の趣旨を踏まえた資料となっております。夏に教科用図書が決定したあとに、教育課程編成資料として本年度版を作成いたします。新しい教科書に基づいた指導計画を作成するとともに、評価規準が国から示されますので、これも盛り込んでいく予定です。

教育長)

この資料を活用する研修会などの予定はあるのでしょうか。

統括指導主事)

教務主任研修や進路指導主任研修、2・3年次教諭研修などで適宜活用していきたいと思えます。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(14) 報告事項第13号 平成21年度豊島区立小・中学校ICT活用実践事例集 について
<統括指導主事 資料説明>

委員長)

ご質問はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(15) 報告事項第14号 学校職員服務取扱規程の一部改正について

(16) 報告事項第15号 学校職員出勤簿整理規程の一部改正について
<教育総務課長 資料説明>

委員長)

教育職員の有給休暇8時間制限とは、具体的にどういうことなのでしょうか。

教育総務課長)

事務職員につきましては、従来1時間単位で時間休が取れ、それを年間40日で8時間、合計320時間の時間休が取れておりました。今回の東京都の改正により、半日休暇は制限なく取れるのですが、時間休は年間40時間に制限されました。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(17) その他

平成22年度教育委員出席予定行事一覧

幼・小・中学校運動会出席予定一覧

(午後4時40分 閉会)